

仙南地域広域景観計画策定の目的等と前回審議会の審議事項

1 景観計画の策定目的

良好な景観の形成に向けた基本理念を掲げる景観法に基づき、県と仙南9市町等が協働して緩やかな土地利用規制を行う景観計画を策定することで、仙南地域における景観の創出や保全といった景観形成の契機とすることを目的とする。

2 景観法と景観行政

(1) 景観法と景観計画

景観法は、良好な景観の形成を理念に掲げ、その実現手法のひとつとして景観計画を規定している。景観計画は、土地利用規制のみならず、地域における景観上重要な建造物や樹木といったランドマークの保全のほか、関係者によって組織される協議会や、地域におけるより細かな景観のあり方を決める住民間で締結される協定など、幅広く盛り込むことができる。景観計画をはじめとした制度の積極的な活用を図ることで、保全だけではない景観資源を活かしたまちづくりによる観光振興の効果も期待できる。

(2) 景観行政を担う主体

景観法において、地域における景観行政を担う主体（＝景観行政団体）は、都道府県又は市町村である。ただし、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされている。

(3) 市町村の現状

仙南地域の市町に限らず全国的な傾向として、職員不足や知識・ノウハウ不足などを理由に、市町村における景観行政は十分に進んでいない状況にある。

以上を踏まえ

取組の進め方

- ・計画対象地域は、共通した河川、山岳、歴史、文化などの景観要素を有し、また、広域性を伴い県が調整する余地がある仙南地域としている。
- ・市町の負担軽減を図りながら、景観行政を推進するため、県が事務を担うことにより、景観まちづくりの契機となる景観計画を策定する。
- ・広域景観計画策定と合わせ、市町が景観行政を担う主体である景観行政団体となる。（仙南地域における景観行政事務の権限を県から市町へ移譲する）
- ・広域景観計画策定後は、県が支援しながら土地利用規制に係る届出受理事務を市町が担うことで、市町が知識やノウハウを得ながら、県景観計画をベースとした市町独自の充実した景観計画への発展が望める。

以降、策定作業の節目に応じて審議会で審議

前回審議会のふりかえり

- ・広域景観計画のみならず将来的な市町計画の指針となる「仙南広域景観マスタープラン」を審議いただき、大枠で承認をいただいた（御意見を踏まえ文章表現や図表レイアウトを事務局にて修正済み）。
- 【マスタープランの整理概要】
- ・第1章で仙南地域で見られる景観の素地や概況を調査し、景観特性（仙南らしさを感じられる要素）と課題を整理した。
- ・第2章で第1章で整理した課題をもとに、仙南地域の景観形成の基本理念と基本方針を規定した。
- ・第3章で第1章で整理した景観特性が見られるところを地理的なまとまりでグループ化し、重点的に取り組む大まかなエリア（景観重点区域）を16地区抽出し、同区域の景観形成の考え方をまとめた。